

令和5年12月号



この号の内容

ページ1~3

·令和5年 秋季火災予防運動

ページ4

・住宅用火災警報器について

あぶくま消防本部 予防課だより 【広報誌】

[令和5年 秋季火災予防運動]

2023 年度 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

11月9日から11月15日までの7日間、令和5年秋季 火災予防運動が実施されました。

あぶくま消防本部では、火災予防の呼びかけを目的に消防 署前での街頭広報をはじめ、商業施設での消防車両の展示、 婦人防火クラブ員合同による住宅用火災警報器の設置調査等 を行いました。様々な方々にご協力をいただき、火災予防の 啓発活動を行うことができました。

これから冬を迎え、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節となります。暖房器具の使用により、火災件数の増加が考えられますので、使用する前に使用方法や購入からの経過年数等をしっかりと確認しましょう。

亘理消防署前 街頭広報



ヨークベニマル岩沼西店



フーズガーデン玉浦食彩館



山元町農水産物直売所 やまもと夢いちごの郷



フレスコキクチ山下駅前店



[住宅用火災警報器について]

住宅用火災警報器は新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存住宅の場合は平成20年6月1日から設置が義務付けられています。

住宅火災による死者数は全国的に増加傾向にあり、死に至った原因の約半数が逃げ遅れで、夜中から朝方にかけての火災による死者が多く、その7割以上が65歳以上の高齢者となっています。

今後急速な高齢化の進展により、さらに犠牲者が増えることが心配されるため、住宅用火災警報器を設置し、定期的な 点検・メンテナンスを行いましょう。設置から10年が交換 の目安となっています。



※ 亘理地区行政事務組合 火災予防条例では台所にも設置が義務付けられています。